る多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。)によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

- n 鉄筋コンクリート造にあっては1.5 (耐力壁にあっては2.0), 鉄骨鉄筋コンクリート造に あっては1.0以上の数値
- Q_E 令第88条第1項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によって生ずる せん断力 (単位 ニュートン)
- **Q**₀ 柱又ははりにおいて、部材の支持条件を単純支持とした場合に常時荷重によって生ずる せん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)
- Q_y 柱又ははりにおいて、部材の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。(単位 ニュートン)
- (3) 前号イ(5)の規定に適合するもの
- ロ 施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき,国土交通大臣があらかじめ安全であると認 定した構造の建築物又はその部分

三~八 (略)

本告示第二号は、令第36条の2第五号の規定に基づき、安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生じる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして大臣が指定する建築物のうち、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造についての部分である。鉄骨鉄筋コンクリート造についての具体的な考え方及び内容は鉄筋コンクリート造と同様であるので、6.4.2項を参照されたい。

ただし、式中で鉄骨鉄筋コンクリート造の柱については、その断面積 A_c に乗ずる単位強度に相当する数値を「 1.0α 」とすることとされている。

6.5.3 鉄骨鉄筋コンクリート造のルート2の計算

告示 昭55建告第1791号

最終改正 平成29年9月26日国土交通省告示第867号

建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の6第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。

第1・第2 (略)

第3 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準

鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ及び第二号ロ(第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。)の規定以外の規定にあっては、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

- 一 次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。
 - イ 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁(平成19年国土交通省告示第594 号第1第三号イ(1)に規定する開口周比が 0.4以下であるものに限る。以下同じ。), 構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。) の水平断面積が次の式に適合すること。ただし, 鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては, 同式中「0.7」

5

10

15

20

25

30

40

35